

警備業務仕様書

I この仕様書において、一般財団法人 認知症高齢者医療介護教育センターを甲といい、警備業務受託者を乙という。

II 概要

- 1 名称 福井県立すこやかシルバー病院(以下「病院」という。)に係る警備業務
- 2 場所 福井市島寺町93-6
福井県立すこやかシルバー病院
- 3 内容 病院の警備業務
- 4 期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

III 仕様

1 業務の内容

- (1) 次にかかげるものを基本とし、病院建物およびその敷地ならびにその附属施設を警備し、盜難、火災や地震等から財産を守ることを業務とする。
- ① 施設・設備管理規定に定める警備に関する業務
 - ② 不法侵入、挙動不審者の取締り
 - ③ 火気始末点検
 - ④ 警備時間内の出入者の確認
 - ⑤ 各室の鍵の受け渡し、記録および保管
 - ⑥ 正面玄関および職員玄関等の施錠・開錠
 - ⑦ 不法駐車の取締り
 - ⑧ 建物内外の巡回点検
 - ⑨ 電話交換およびファックス受信確認業務
 - ⑩ 中央監視装置等の操作・監視
 - ⑪ 除雪業務（正面、職員玄関2カ所、法面階段スロープ）
 - ⑫ 異常時における消防署、警察署等の関係機関への通報および甲の指定する者への通報
 - ⑬ 各種災害時における、構内安全確認

(2) 警備時間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの当日17時15分から翌朝8時30分まで

- (3) 業務の遂行の手段の一として警備を業務とする作業員（以下「警備員」という。）が行う「巡視」の基本的な事項は次のとおりとする。

- ① 巡視を開始する時刻

| 回 数 | 1 | 2 | 3 |
|------|-------|-------|------|
| 開始時刻 | 18:00 | 21:30 | 5:15 |

② 巡視に際し携帯するもの

イ マスターキー

③ 巡視順路

順路は、甲が別に定めるとおりとする。

④ 巡視内容

イ 可燃物の処理の確認、未処理可燃物の処理

ロ 水道およびプロパンガス元栓の閉塞状態

ハ 消灯の確認

ニ 物品等の監視

ホ 電気器具の始末

ヘ 施錠確認（特に外部出入口）

ト その他防犯、防災上必要と認められる事項

(4) 人員等

警備員は1名とし、常駐勤務とする。なお、心身共に健康な男性とする。

(5) 制服

警備員はそれぞれ業務に応じた機能的かつ清潔な制服を着用し、胸にネームを着用する。費用は乙の負担とする。

(6) 警備業務の引継

警備員は、業務開始前に甲の指定する職員から保安警備業務に必要な警備日報を受け取り、業務を終了したときは、必要事項を所定の簿冊に記入し甲の指定する職員に引渡しをする。

(7) 業務実施計画書

業務の実施に先立ち、甲と十分に打合せ、業務の日程、警備員の氏名などについての業務実施計画書を作成し、提出する。なお、変更する場合は、速やかに変更する部分を書面にて甲に提出する。

(8) 光熱・水道等の利用

光熱・水道等については、甲の承認を得て無償で使用できる。

(9) その他の事項

① 官公署その他への手続き

イ 業務に必要な官公署その他への手続きを要するときは、乙の費用および責任において、速やかに行う。

ロ 甲の責務による官公署その他への手続きを要するときは、乙の費用および責任において、速やかに行う。

② 安全衛生管理

イ 作業現場の安全衛生に関する管理は、乙が関連法令等に従い、乙の費用および責任においてこれを行う。別に責任者が定められた場合は、これに協力する。

ロ 作業現場において、常に整理整頓を行い、事故の防止に努める。

③ 業務および公害の防止

イ 業務に伴う災害および公害の防止は、関係法令等に従い、適切に処置するとともに、特に下記の事項を守らなければならない。

(イ) 第三者に災害を及ぼしてはならない。

(ロ) 公害の防止に努める。

(ハ) 善良な管理者の注意を以ってしても、災害および公害の発生の恐れがある場合の処置については、甲と協議する。

④ 臨機の処置

災害または公害が発生した場合は、速やかに適切な処置を取り、直にその経費を甲に報告する。

⑤ 警備員の資格

業務のうち、法令上および仕様書等で規制のあるものは、有資格者がその取扱いをしなければならない。

⑥ 防災訓練等への参加

甲が実施する消防訓練その他施設運営上必要な訓練行事に参加しなければならない。